

# 中心市街地活性化法の改正

中心市街地は、商業、居住、インフラ等の都市機能が集積する「生活と交流の場」であり、文化・伝統を育ててきた「まちの顔」です。法改正により、地域の資源や知恵を活用し、中心市街地における都市機能や経済活力をいっそう向上させる取組を支援していきます。

● 詳細はこちら

## 活性化の4つの ポイントに応じた 多様な施策

### 効果的な 仕組み

- 道路でオープンカフェ、露店等が設置しやすくなります
- まちづくり会社等がイベント等を行う場合、経済産業大臣の認定や各種支援が受けられます

等 26 の制度



### 多様な 資金援助

- 商業施設の整備、イベント等のソフト事業、まちづくりの専門家の招聘、まちの魅力を探るためのニーズ調査等に対して補助が受けられます

等 52 の事業



### 人材の 活用・育成

- まちづくり人材育成研修を実施します
- (独)中小機構の中心市街地活性化アドバイザー(派遣)が活用できます

等 7 の事業



### 有益な 情報提供

- (独)中小機構による中心市街地活性化に関する相談や情報の提供が受けられます

- まちづくり情報サイト(街元気)を通じ、まちづくりの成功例などの情報が得られます

等 5 の事業

### 法改正による 重点支援

経済産業大臣の認定を受けた重点支援事業について、予算・税・法律上の特例等、従来よりも手厚い支援が受けられます

